

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書			
項目	記載箇所	主な内容	番号	意見内容		委員名
				<input type="radio"/> 原案に対する修正意見	<input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針						
(1) 流域及び河川の概要						
① 河川の概要	P1 L4	武庫川は、その源を兵庫県篠山市の丹波丘陵地帯に発し、 昭和63年には、河川総合開発事業で、青野ダムを完成させ、平成16年10月の台風23号では、その洪水調節効果等により、三田市域では大きな被害は発生しなかった。	1	<input type="radio"/>	摂津丹波国境の丹波の地形は急峻な低山が点在し、その中山間地に源を発している。	酒井委員
			2	<input type="checkbox"/>	① 原案提示の段階で訂正されていないのはずさんに過ぎる。 ② 河川管理者は武庫川全体を把握しておらず、残念なことである。	
② 流域の概要	P1 L8		3	<input type="checkbox"/>	土地利用に加えて北摂・北神ニュータウン開発と人口増加率に言及しながら、上・中・下流域の人口や動態には一切触れていない。また、「武庫川流域は、…これら地域における社会・経済・文化の基盤を成している」という意味・意義のあいまいな表現が挿入されている。さらに次節では、交通網・工業・流通団地に触れながら、農業・林業・(漁業?)の現状あるいは都市域現状には触れないで、「工業用水の他、農業用水、都市域への上水道用水として…」となっている。	川谷委員
③ 地形・地質 ④ 気候・気象	P2 L3		4	<input type="checkbox"/>	意義が不明、とくに気温の全国平均との比較の意図は「?」。少なくとも、上・下流域で降水量・気温にどんな違いがあり、それが地域の生活・自然にどう反映されているのかが連想できる記述にすべきである。	川谷委員
⑤ 自然環境・景観	P2 L10		5	<input type="checkbox"/>	「ふるさと桜つつみ回廊」の環境・景観における位置づけを考えた上で、記述する場所を再考すべき。後出の「エ 河川環境の整備と保全に関する事項」の内容と整合の取れた記述をすることが必要。	川谷委員
⑥ 歴史・文化	P2 L25		6	<input type="checkbox"/>	何を柱にしているのか不明。特に「文化」の視点は不明。限られたスペースに歴史・文化を述べるのなら「武庫川」を柱にすべき。	川谷委員
	P3 L9		7	<input type="checkbox"/>	宝塚歌劇が全国的に有名なことに言及しているが、甲子園球場については全く記述がない。	岡田委員
⑦ 治水事業の沿革、総合的な治水対策の取り組み	P3 L21		8	<input type="radio"/>	項名称を「治水事業の沿革」のみとし総合的な治水対策の取り組みの記述は別項(項名例「参画と協働、総合的な治水対策の取り組み」)をたて参画と協働による取り組み(本委員会設置等)とあわせて記述する。 ・P4の8行目～10行目は新設項へ移動。内容は精査が必要	中川委員
	P4 L6		9	<input type="checkbox"/>	平成16年10月の台風23号によって、木之元のリバーサイド住宅が大きな被害を受けたことはまだ記憶に新しいことであるのに、一言も触れていないのはどういう事か。	岡田委員
⑧ 砂防事業の沿革	P4 L11		10	<input type="checkbox"/>	「沿革」というのであれば、六甲山の砂防事業とその成果が武庫川の砂防・土砂問題にどう貢献してきたかを述べ、その上で武庫川の「河川砂防」として土砂問題にどう対処してきたかを記述する必要がある。	川谷委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
⑨ 水質 ⑩ 河川水の利用 ⑪ 河川の利用	P4 L12	砂防事業に関しては、太多田川、逆瀬川等の土砂流出の激しかった支川において、明治後期より植林や、砂防堰(えん)堤(てい)工事が実施され、土砂流出の防止が図られてきた。中でも逆瀬川は明治28年に山腹筋芝工、堰堤工が行われたのをはじめとして、昭和3年には全国初の流路工が施工され、兵庫県砂防発祥の地となっている。 アユ漁等の漁業も行われている。	11	<input type="checkbox"/> 遠い過去のことだけが書かれ、現状や将来像が書かれていない。砂防事業によって、何がどう変わったか、また現在どんな問題が残っているのか、何も記載されていない。	奥西委員
	P4 L16		12	<input type="checkbox"/> 現状を述べただけ。過去の経緯および将来の目標・取り組みも記述すべき。	川谷委員
	P4 L21		13	<input type="checkbox"/> 「かんがい用のため池が多い」ことは「河川水の利用」の範疇か？ また、既存ダムのリストアップの意義が不明。	川谷委員
	P4 L30		14	<input type="checkbox"/> この項目の意義が不明。「河川空間」？「河川」？「河川水」？の利用	川谷委員
	P5 L1		15	<input type="checkbox"/> アユは何処から来たアユなのか、何の説明もない。	岡田委員
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	P6 L1	武庫川水系では、川を地域共有の財産と認識し、あわせて、洪水や濁水などの異常時のみならず365日の川づくりを常に意識し、長期的かつ広域的な視点に立ち、活力にあふれ魅力的な武庫川を次代に継承していく。 「安全ですこやかな川づくり」、「自然の豊かさを感じる川づくり」、「流域の個性や水文化と一体となった川づくり」、「水辺の魅力と快適さを生かした川づくり」を4つの柱とした「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針に基づき	16	<input type="checkbox"/> 基本理念・基本方針は「“ひょうご・人と自然の川づくり”」であることを、まず始めに明確にし、そのうえで「武庫川」という個別河川で、その特徴・特性を踏まえて、河川・流域の「将来像」を示すことが必要。すなわち、「武庫川づくり」の長期戦略・構想が基本方針であると考え、「将来像・長期戦略・構想」は、いわゆる時間軸が存在せず、いわゆる見直しの対象にならないものであることが必要。	川谷委員
ア 武庫川の川づくり	P6 L1		17	<input type="checkbox"/> タイトルに「総合的な」という言葉が使われているが、その具体的な内容が本文において明確にされていない。たとえば、アの最後に「総合的な保全と利用を図る」との記述があるだけである。	長峯委員
	P6 L1		18	<input type="checkbox"/> 「総合的な治水」対策とタイトルの「総合的な保全と利用」に共通する「総合的」という言葉は相互にどのような関係にあるのか明確にして欲しい。	
	P6 L1		19	<input type="checkbox"/> 武庫川の過去、現在、および将来予測に根ざした記述が全くない。第1節「流域及び河川の概要」との脈絡がなく、克服すべき問題点や目指すべき目標や実現の方法について、具体的な記述がない。	奥西委員
	P6 L2		20	<input type="radio"/> 「ひょうごの川・自然環境調査」について記述するべき。	浅見委員
	P6 L2		21	<input type="checkbox"/> 「武庫川の」という特定の意義が不明。	川谷委員
	P6 L3		22	<input type="radio"/> 「流域委員会の提言を受けて」といった内容が付加されるべきである。	田村委員
	P6 L5	23	<input type="radio"/> 既定計画に基づき施策を展開するだけでなく、「武庫川流域委員会の提言を受けて」といった表現が必要。	田村委員	

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
	P6 L10	土地利用の変化に伴う流出量の増加や、水循環機能の低下、近年の集中豪雨の増加などの状況を踏まえ、従前から実施している河道改修などの河川対策に加え、流域での流出抑制対策や健全な水循環系を構築するための施策等を、流域関係市、関係機関、地域住民等との連携を深め、協調して展開していく。	24	<input type="checkbox"/> 武庫川上流部では更に過疎化が進み、数十年後には限界集落化に対する処置も必要となるかも知れない。河川行政もこれらの問題と無縁ではいられず、当然河川管理者は無関心ではいられない筈なのに、そうした将来の危機感に備えると言った態度は殆ど見られない。	岡田委員
			25	<input type="checkbox"/> 歴史的変化をやむを得ないものとして受動的に受け入れ、全く主体性のない河川管理をしていくような方針を示しており、提言書に盛り込まれた川づくりの理念とは全く乖離している。	奥西委員
			26	<input type="radio"/> 「近年の集中豪雨の増加」が考慮すべき変化として挙げられているが、具体的資料が示されておらず、武庫川流域で集中豪雨が増加しているという検証事例はないと考えられる。よって、河川整備基本方針に示す具体的治水目標においては、気候・気象変動を考慮しないと明記すべきである。	奥西委員
			27	<input type="radio"/> 土地利用の変化に伴う流出量の変動や、・・・とされたい。	田村委員
			28	<input type="checkbox"/> ・今後流域の人口や産業用地がどんどん増加することは考えにくく、人口減少や産業用地の減少、これに引き換え緑地や公園、森林、農地の増加という傾向がより現実的である。	
	P6 L14	このような考え方のもとに、河川整備の現状、流域の土地利用や森林等の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、	29	<input type="radio"/> 地下水保全は重要と認められながら、本文においては「地下水」という言葉は一語あるだけである。従って「河川利用」を「地下水の利活用を含む河川利用」とすべきである。	村岡委員
	P6 L14	このような考え方のもとに、河川整備の現状、流域の土地利用や森林等の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	30	<input type="checkbox"/> ・「河川整備基本方針は時間軸がないため、50年から100年に限定するものではない」という意味は、基本方針はあくまで目標、理念でありこれの実現に向けて鋭意努力していくものと理解してよろしいか。 ・100年確率の洪水への対応策は財政的にも条件的にも20年や30年では不可能に近い場合少なくとも50年から100年は覚悟しないといけないのではないかと。そのように判断すると「河川整備基本方針で見通すスパンが50年から100年目標」になるのではないかと。そのように判断すると提言のような文章になるのではないかと。	田村委員
			31	<input type="checkbox"/> 「河川整備基本方針」は“期間の定めのない(超)長期の計画目標”である。長期の間には、今回の基本方針策定の前提となる条件、たとえば自然環境、都市環境、洪水や河川流量に関する情報、治水対策の技術、人々の価値観などが、変化していく。現時点では最適と思われる対策、たとえば洪水のピーク流量の数値、それに対処するための諸対策の分担量などが、長期における時間の変遷の中で変化していくことも予想される。したがって、現時点で想定した諸条件・諸前提が将来変化した場合には、その時点で基本方針の中身を見直し、長期の目標を改訂していく旨、明記して欲しい。	長峯委員
			32	<input type="checkbox"/> 武庫川の川づくりの項、(2)アの最後の6行の記述の精査が必要。込められている意味があまりにも多義。さらに構文不正で意味不明な文章。	中川委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
イ 洪水、高潮などによる災害の発生防止又は軽減に関する事項	P6 L20		33	<input type="radio"/> 冒頭に、防止又は軽減に関する目標を明記する。明記する文例案は以下のとおり。 河川対策には限界があるとの認識に立って、河川対策、流域対策、河川管理、ソフト対策の総合的な結果として、どのような規模の洪水においても人命・資産の壊滅的な被害を回避することを目標とする。	中川委員
	①河川対策	P6 L22	34	<input type="radio"/> 「・・・から定めた降雨で発生する計画規模の洪水」？	川谷委員
		P6 L23	35	<input type="checkbox"/> この前後の記述からは「洪水」に視点があり、「高潮」は付け足しに過ぎないとの感がつよい。そもそも、洪水と高潮の対策を同列に扱えるのか？ また基本方針での河川対策は、「内水対策」や「地震・津波・耐震対策」(また「高潮」)を、「計画規模の洪水」に対する対策と同列に位置づけているのか？	川谷委員
		P6 L24	36	<input type="checkbox"/> ・ 委員会で協議を重ねて導き出した対策の優先順位(基本方針では新規ダム ^① の代替施設である既存ダムや遊水地を優先して検討する。)に配慮すべきである。 ・ 河道対策、堤防強化を第一に考えるのではなかったのか	佐々木委員
②流域対策		P6 L24	37	<input type="radio"/> 既存ダムの再開発を追記する。 ・・・洪水から防御するために、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、管理者との協議を踏まえた上で河川構造物の洪水調節施設化を図り、河川利用や河川環境・・・	中川委員
		P6 L30	38	<input type="radio"/> 重点対策を記述する。最後3行に追加修正。 武庫川の氾濫域は、築堤区間であり、堤防が重要な防御施設であるとの認識に立って、・・・堤防等の河川管理施設の強化整備・耐震対策を推進する。	中川委員
		P6 L33	39	<input type="radio"/> 冒頭に流域対策の意味(認識)を追記する。追加文例は以下。 武庫川では、流域における流出抑制が重要であるとの認識に立って、	中川委員
		P6 L34	40	<input type="checkbox"/> 「総合的な治水」に取り組むということが一つの大きな目玉であったはずであるが、そのことについては、参考資料において説明があるものの、基本方針本文に明確かつ十分に説明されているとは言い難い。この点で、ぜひ本文への明確かつより具体的な記述をお願いする。	長峯委員
			41	<input type="checkbox"/> 「流域」という視点を強調してきたはずである。その点で、流域で対策を行うということの意味について十分に強調され説明されているとは言い難い。河川の中だけでなく、「総合的な治水」対策を行うということ、「流域で対策を行う」ということを、より明確かつ十分に説明することを求めたい。	長峯委員
			42	<input type="checkbox"/> 流域管理の当事者は河川管理者であり、連携相手である関係機関や事業者、地域住民は協役に過ぎないと読み取れる。提言書では、流域連携のパートナー組織として、(仮称)武庫川流域圏会議を提唱しており、行政はそれをサポートするものとしている。また、そのシンクタンクの機関として武庫川会議を提唱している。	奥西委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
③河川管理	P7 L3	かんがい目的のためのため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。	43	<input type="checkbox"/> ・ ため池を最大限に活用し、対策の目玉の一つとする努力は「ため池王国」として当然である。 <input type="checkbox"/> ・ 全国一ため池が多いゾーンにある河川としての特徴が表現できていない。	佐々木委員
	P7 L7	森林については、川と同様に地域共有の財産と認識し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となった森林整備の実施や無秩序な伐採・開発行為の防止等を通じて、森林が適正に保全されるよう努める。	44	<input type="checkbox"/> ・ この地区の面積は新都市区域の約10%程度であり、大半の地域は放置されたままであることが問題である。 <input type="checkbox"/> ・ 事業の大半は一時保留であるのは良いとして地域住民の参画と協働による県所有山林の適切な維持管理対策が必要と考える。	田村委員
			45	<input type="checkbox"/> 治水面での効果には多々議論があるとしても、水源涵養機能以外、治水面からの森林整備を進めることを否定する議論はないわけで、そのことを記載して欲しい。	長峯委員
			46	<input type="radio"/> 「水源涵養機能」は、出水災害の流域対策の純粋なメニューではなく、保水と流出抑制の機能こそ治水機能の対象となり得る。従って、「森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能を含め、保水と流出抑制の機能が持続的に確保されるよう、」とすべきである。	村岡委員
			47	<input type="checkbox"/> 土地所有者の権利が確立しており、これとどのように折り合いをつけて、森林を保全するのにかについては、参考資料を含め、全く書かれていない。	奥西委員
	P7 L10	水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携を図り、保全、向上が図られるよう努める。	48	<input type="checkbox"/> 「超過洪水対策として水田貯留にも取り組んでいく」この文章を追加して欲しい。	土谷委員
			49	<input type="checkbox"/> 水田の記述についてもっと積極的な記述ができないか。この記述では、結果としての水田の役割(貯めなくても貯まる結果としての貯留機能)について理解も共感も得られない。	中川委員
			50	<input type="checkbox"/> 水田の治水効果については数値化できない、担保できないということで削除されたということであるが、しかしそれにしても「水田の多面的機能の保全と向上」ということ以上の治水面での貢献に関して努力する旨を、文章として記述することは可能ではないか。	長峯委員
			51	<input type="checkbox"/> 委員会で鋭意検討した水田による雨水貯留の記述がないのは問題である。	奥西委員
		P7 L12	住民による各戸貯留を含め、総合的な治水対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。	52	<input type="checkbox"/> 大規模施設開発への地下貯留が実現すると非常に大きな事業となるが、どこにも記されていない。
	P7 L13		53	<input type="radio"/> 最後に、流域対策における地域特性、推進方策(法制化等)を追記する。追加文例は以下。 なお、これらの対策は支流ごとの特性を考慮してそれぞれの特性を活かした推進を図るとともに、対策推進にあたって必要な制度整備等を図る。	中川委員
	P7 L14		54	<input type="checkbox"/> 「河積の確保」が、樹木伐採のみ。堆積土砂の除去なども記述が必要。	川谷委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	委員名	
④ソフト対策	P7 L15	洪水調節施設、堤防、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。	55	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想 <input type="radio"/> 潮止堰の撤去は治水や環境に及ぼす長所短所が多く、その検討と説明は急ぐべきであり、最新の調査資料で検討すべきである。従って「洪水調節施設、堤防、排水機場、 <u>横断構造物</u> 、樋門等の河川管理施設の <u>正常で効率的な機能</u> を確保するため、…」とする。	村岡委員
	P7 L16	施設管理の高度化、効率化を図る。	56	<input type="radio"/> 洪水調節施設、堤防、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保し、 <u>施設の長寿命化を図るため</u> 、	池淵委員
	P7 L20		57	<input type="checkbox"/> ・既存の河川施設の再生(既存ダムの再生、堤防強化)などの記述が見られない。 ・堤防強化がまず第一ではないか。 ・既存ダムへの意気込みは見られない。 ・(この節に限らず)既存の河川施設の再整備として、治水と利水のコラボレーションという新しい取り組みが垣間見えない。	佐々木委員
	P7 L21	近年の集中豪雨の増加などの気象の変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減する「減災」をめざすため、ソフト対策等必要に応じた施策を実施する。	58	<input type="checkbox"/> 「施設管理の高度化、効率化」の意味が分かりにくい。	長峯委員
			59	<input type="checkbox"/> 「減災対策」の方が適切？ 「…水防活動との連携…避難活動のための…」=>「活動」とその前後の文脈・文意がしっくりしないので言葉の羅列に終わっている印象が強い。	川谷委員
			60	<input type="radio"/> 「近年の集中豪雨の増加」が考慮すべき変化として挙げられているが、具体的資料が示されておらず、武庫川流域で集中豪雨が増加しているという検証事例はないと考えられる。よって、河川整備基本方針に示す具体的治水目標においては、気候・気象変動を考慮しないと明記すべきである。	奥西委員
			61	<input type="radio"/> ソフト対策への認識を冒頭に追記。追加文例は以下。 <u>災害の軽減には、ソフト対策が重要であると認識し、近年の集中豪雨…</u>	中川委員
		62	<input type="radio"/> 計画規模以下の洪水への対応を追加する。 …、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水や整備済み規模以下の洪水が発生し氾濫した場合においても、…	中川委員	
		63	<input type="checkbox"/> 将来の危機感に備えると言った態度が殆ど見られない。	岡田委員	

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	意見内容	委員名
⑤上下流バランス	P7 L24	流域関係市が作成するハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、	64	<input type="radio"/> 原則、土地利用制限、浸水想定情報の周知、住民の主体的な意識向上の促進を追加する。追加文例は以下。 <u>武庫川では、氾濫域での減災には、土地利用に注目した自助、共助、公助が重要であるとの認識に立って、流域関係市が作成するハザードマップを活用した防災教育や街区内周知、地域住民も参加・・・。</u>	中川委員
	P7 L27	土地利用等との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。	66	<input type="checkbox"/> 「土地利用等との調整等」の意味が分かりにくい。	長峯委員
	P7 L29		67	<input type="checkbox"/> 「上下流バランス」を考慮すること自体は大変重要であるが、「・・・上流域で浸水被害が生じていること」をどう認識し、それをどんな形で「本・支流のバランス」および「上下流バランス」に反映するのか記述する必要がある。 また「バランス」を論じるとすれば、基本方針での「支流」および「上流域河川」の位置づけ、あるいは「地先評価」と「基準点評価」の関係・取り扱いを明確にする必要がある。	川谷委員
			68	<input type="radio"/> ・内容は河川対策であり①と重複する。項として削除し河川対策に移動させる。 ・内容の精査が必要(全編を通じ、当記述のみ唯一優先表現がなされている)(この節は防止又は軽減に関する事項を記述する部分であり、ここに上下流バランスを特に取り出して記載する意味は何か。特記すべき程度に、現状上下流バランスを欠いているという認識であるなら、その認識を前章・河川の概要に記載する必要がある)	中川委員
		P7 L31	近年の洪水では、上流域で浸水被害が生じていることも十分認識し、本支川及び上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備を進める。	69	<input type="checkbox"/> 県が主張する河川整備計画の治水安全度1/30は、上流や支川の浸水被害から目をそむけ、むしろ上下流アンバランスを拡大再生産するものである。この論拠とは対照的な記述となっており、森林保全と同様、お題目倒れにならないよう、原案の補強が必要。
ウ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項					
①正常流量の確保	P7 L36	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既存の水利用、動植物の生活環境、景観などを考慮しつつ、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水及び農業用水の安定供給や、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。	70	<input type="radio"/> 監視点で流量が正常でも、上流、下流で断流が生ずることがあってはいけない。従って「流水の正常な機能を維持するため必要な流量と流水の連続性の確保に努める。」とすべきである。	村岡委員
	P8 L2	新たな水需要が発生した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。	71	<input type="radio"/> 人口の減少による需要減、3R政策による節水、再利用等による原単位減の予想を無視している。従って「新たな水需要の発生および人口減少や合理的な水利用による水需要の減少が発生した場合は、」とすべきである。	村岡委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
②緊急時の水利用	P8 L5	渇水の発生時には、被害を最小限に抑えるため、関係機関及び水利使用者等と連携し、情報提供、情報伝達体制を整備する。また、震災などの緊急時には河川水の利用が図られるように配慮する。	72	<input type="radio"/> 渇水の発生時には、被害を最小限に抑えるため、 <u>情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関および水利使用者などと連携して推進する。</u>	池淵委員
			73	<input type="checkbox"/> 「渇水時に連携して情報提供・情報伝達する」だけでなく、水利用の協力体制を構築することも記載して欲しい。	長峯委員
			74	<input type="checkbox"/> 情報のみの提供と伝達で渇水に対応すると捉えられる。水そのものの伝達(水の輸送と供給)がなければ緊急時は脱せられない。この点をどう解釈するか。	村岡委員
			75	<input type="radio"/> 上水道ネットワークについて、県は否定的であるが、「基本方針」は長期的方針であり、当然メリットのある対応には目を向けなければいけない。従って「渇水の発生時には、…情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、上水供給ネットワークシステムの促進を図る。」とすべきである。	村岡委員
			76	<input type="checkbox"/> 「水循環系」をどう認識し、定義づけているのが明確でなく、特に「下水道整備等に努める」ことが、健全な水循環系の構築とどう関わっているのかは全く不明。この内容では「水循環系」があまりにも小さなスケールで捉えられていると考える。	川谷委員
③水循環	P8 L8	健全な水循環系の構築を図るため、関係機関や地域住民と連携しながら、流域が本来有していた保水、貯留機能の保全、流域の水利用の合理化、下水道整備等に努める。	77	<input type="radio"/> 健全な水循環・物質環境系の構築を図るため、	池淵委員
			78	<input type="checkbox"/> 「健全な水循環系」が何であるのか、このことで何を指そうとしているのか、より具体的に説明して欲しい。	長峯委員
			79	<input type="radio"/> 「流域が本来有していた」という過去形では、現在は「有していない」と断定することになり、具体的な説明が必要である。「 <u>有している</u> 」と、普遍的事実として表現したかどうか。	村岡委員
エ 河川環境の整備と保全に関する事項	P8 L11		80	<input type="checkbox"/> 前述のとおり、前出の「(1)流域及び河川の概要 ⑤自然環境・景観」の記述内容と整合するよう配慮が必要。	川谷委員
①河川環境の整備と保全の全体的な方針					
②動植物の生活環境の保全	P8 L22	動植物の生息地・生育地の保全については、上流部の緩流環境を好むアブラボテ等のタナゴ類をはじめとして、トゲナベブタムシ等の底生動物、オグラコウホネやナガエミクリ等の水生植物の保全、中流部では、カワガラスやサツキ、アオヤギバナなどが生息している渓谷環境の保全、さらに、下流部では、カヤネズミ等が生息するヨシ原、カワラサイコが生育するレキ河原の保全に努める。また、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬、淵の保全に努める。河口部では、ボラやマハゼ、カワウやコアジサシなどが生息する汽水環境の保全に努める。	81	<input type="radio"/> 「健康診断図」の内容を参考に、環境の保全に取り組むことを記載すべき。具体的内容まで記述できないなら、「健康診断図」をもとに努める旨を示すことが必要である。	浅見委員
			82	<input type="radio"/> 「健康診断図」はもとより、委員会からも、干潟や礫原等の再生の取り組みが提案されている。「保全」のみならず「再生」の語句を加えることを提案する。	浅見委員
			83	<input type="radio"/> この項目の内容は、「生物名」と「生息(生活)環境」と「保全」といったつながりにおいて、誤解を招きやすい内容となっている。この点を含めて、「健康診断図」に即して記述することが必要である。	浅見委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書			
項目	記載箇所	主な内容	番号	原案に対する意見		委員名
				<input type="radio"/> 修正意見	<input type="checkbox"/> 意見・感想	
③良好な景観の保全	P8 L29	良好な景観の保全については、治水との整合を図りつつ、上流域の緩やかに蛇行して流れる武庫川と田園集落からなる田園景観、中流域における武庫川峡谷の自然景観、下流域の都市景観との調和など、各地域の特性を反映した武庫川らしい景観の保全に努める。	84	<input type="radio"/>	…武庫川らしい景観の保全と創出に努める。	田村委員
			85	<input type="radio"/>	「流域委員会の提言を受けて」といった内容が付加されるべきである。	
			86	<input type="checkbox"/>	・ 提言の趣旨は、現状の橋梁、廃線敷き、トンネル等を排除せよということではなく、これらについては一種の土木の近代化遺産であり武庫川峡谷にとっての文化遺産であるので排除の必要はないと考える。 ・ 提言の趣旨は今後自然景観や自然環境に大きな負荷を与えるような新たな人工的なものは極力避けるという意味である。	
④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	P8 L32	④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	88	<input type="radio"/>	地下水保全は重要と認められながら、本文においては「地下水」という言葉は一語あるだけである。従って「河川利用」を「地下水の利活用を含む河川利用」とすべきである。	村岡委員
⑤良好な水質の保全	P9 L2	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら現状の良好な水質の保全に努める。	89	<input type="radio"/>	水質保全に関し、自然浄化作用を何よりも優先すべきであり、「…動植物の生活環境等を考慮し、 <u>自然の浄化作用を最大限に活用する施策を含め</u> 、下水道等の関連事業や…」としたい。	村岡委員
			90	<input type="radio"/>	「…図りながら現状の良好な水質の保全に努める。」の「現状の」をとる。環境基準を満足しているから水質は良好と簡単に言えるものではない。	村岡委員
オ 河川の維持管理・流域連携						
①河川の維持管理	P9 L9	また、関係機関と連携し、上流から河口までの総合的な土砂管理の観点から、安定した河道維持に努める。	91	<input type="checkbox"/>	現在、武庫川の河道が安定しているかのごとく記述されているが、河川審議会資料-1「武庫川の現状と課題」(2007.6.28)によれば「河道の堆積土砂が多い」との記述があり、矛盾している。また、平成16年台風23号においても大きな河床変動が起こっており、「土砂の運搬と供給のバランスは概ね保たれている」とは到底言えない。まして、1/100規模の洪水に際しては、河道閉塞を含む重大な河道変化が起こる可能性は否定できない。	奥西委員
			92	<input type="checkbox"/>	河川内の活動だけでなく、流域の治水・利水・環境に関わる活動の連携が必要であり、そうした活動の連携を行政としても支援していくことを記載して欲しい。	長峯委員
②流域連携	P9 L15	「参画と協働による武庫川づくり」を基本として、地域住民や企業、行政が連携し、「まちづくり」と一体となった川づくりを行う。	93	<input type="radio"/>	河川に関する情報はもちろん河川と深く関わる地域の情報を地域住民等と幅広く共有し、…	田村委員
	P9 L16	河川に関する情報を地域住民等と幅広く共有し、流域関係市との連携を図りながら、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	94	<input type="radio"/>	「実績降雨と流量の関係を究明」、「逆算粗度に関するデータ」の2点を明記すべき。	土谷委員
③モニタリング	P9 L20	治水、利水、環境に係わる河川、流域の情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。	95	<input type="checkbox"/>	治水、利水、環境のそれぞれについて、長期戦略の視点から力点を置く情報収集・モニタリングの対象項目を例示する。	川谷委員
			96	<input type="checkbox"/>	適切な河床のモニタリングを行っていないかったことの厳しい反省にたった上で、河床モニタリングを行うことを述べるべきである。	奥西委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想 <input type="checkbox"/> 簡潔過ぎ、重要な点の意味内容が理解し難い。	委員名
2. 河川の整備の基本となるべき事項	P10、11		97	<input type="checkbox"/>	畑委員
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	P10 L4	流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /s	98	<input type="checkbox"/>	畑委員
	P10 L5	県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図る。	99	<input type="checkbox"/>	谷田委員
	P10 L5	県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図る。	100	<input type="checkbox"/>	田村委員
	P10 L5	県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図る。	101	<input type="checkbox"/>	谷田委員
	P10 L5	県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図る。	102	<input type="checkbox"/>	畑委員
	P10 L7	流域内の洪水調節施設により910m ³ /sを調節	103	<input type="radio"/>	土谷委員
	P10 L7	流域内の洪水調節施設により910m ³ /sを調節	104	<input type="checkbox"/>	酒井委員
	P10 L8	河道への配分流量を3,700m ³ /sとする。	105	<input type="radio"/>	池淵委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	P10 L10	計画高水流量は、計画基準点である甲武橋地点において3,700m ³ /sとする。	106	<input type="radio"/> 基本方針には主要な地点における計画高水流量を記載しなければならないにもかかわらず、甲武橋地点しか記載がない。例えば、①甲武橋下流の現況疎通能力極小地点、②主要な支川の合流点、③想定される洪水調節施設群の上流端、④甲武橋上流の人口集中地点(7市を必ず含む)について記載する必要がある。	奥西委員
			107	<input type="checkbox"/> 1/100規模降雨時の合流式下水道からの放流は相当なものになるはずであり、これを無視することは許されない。	奥西委員
(3) 主要な地点における計画高水水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項					
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項					
◆ 基本方針(原案)に関する全般的な内容			108	<input type="checkbox"/> 基本方針のうち、河川・流域の目ざすべき「将来像」は時間軸が無く、基本的に見直しの対象ではないこと、一方、基本高水流量などの数値は自然的・社会的状況の変化で見直しの対象となり得ることを、何らかの形で明確にする必要がある。	川谷委員
			109	<input type="checkbox"/> 「1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」は、基本方針の「理念・立脚点」に関わるものであるから、限られたスペースでの記述といえども、内容の濃い、その意味で「品格のある」記述に努めるべきと考える。	川谷委員
			110	<input type="checkbox"/> 包括的に、曖昧模糊とした表現による方針を示すのであれば、全般的に統一すべきであるが、最低限の特徴を示さないでは、全国の河川整備基本方針はすべて同一のものを作成すれば事は済むのではないか。	佐々木委員
			111	<input type="checkbox"/> 原案(本文)で包括しているのであれば、第50回流域委員会資料3-9の対比表を参考資料として添付すべきである。	佐々木委員
			112	<input type="checkbox"/> 全体として簡潔かつ単調な記述にすることは理解できるが、流域委員会で議論し提案してきた理念や意思が十分伝わっているとは言えない文章となっている。	田村委員
			113	<input type="checkbox"/> 県として流域委員会委員や地域住民の自主的かつボランティア的活動を全面的に支援、サポートしていく必要があり、とりわけ武庫川の総合治水やまちづくりと一体となった武庫川づくりを推進するための流域連携の一環として「ガイドブックづくり」が重要であることをもう少し全面に押し出した表現を期待する。本文中にも何らかの表現をしてほしい。	田村委員
			114	<input type="checkbox"/> ・ 武庫川峡谷を自然公園に指定できないかという趣旨に対し、面積要件で満たないため指定できないということであるが、他にどのような方法があるのか積極的検討をお願いしたい。 ・ 緑地保全地区などは買い取り請求権が発生し、広域公園は用地買収を必要とするため、風致地区のような地域制緑地で自然環境と景観を保全するような手立てが望ましい。	田村委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書	
項目	記載箇所	主な内容	番号	委員名
			○ 原案に対する修正意見 □ 原案に対する意見・感想	
			115 □ 全体的に、行政文書に特有の主語を欠いた文章が気になる。とくに6頁以降の「(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の中の記述において、行動の主体、たとえば「図る」「行う」「推進する」「取り組む」の主体が誰であるのかを明確して欲しい。	長峯委員
			116 □ 「展開する」「図る」「目標とする」「行う」「推進する」「促進する」「取り組んでいく」「努める」「実施する」「進める」「配慮する」「・・とする」といった動詞(文末表現)が使われているが、それぞれの表現に込められている具体的な行動の意味、また行動意志の強さを説明して欲しい。行動意志の強い順に並べたらどうなるか。	長峯委員
			117 □ 2級河川武庫川の河川整備基本方針は責任者が知事であり、河川管理者の知事だけではなく提言書に述べているとおり流域全体での治水、環境、まちづくりまで踏み込んで策定することが肝要である。 河川整備は全体のバランスの中で河川整備が行われるべきであり、河川管理者だけの判断では実効が上がらない。幸い武庫川は2級河川であり、行政の縦割りの弊も少なく、国交省のための基本方針ではないはず、県民のための基本方針の策定を要望する。	伊藤委員
			118 □ 今回の河川整備基本方針の下、今後にわたって武庫川流域100年の大計のため、治水、環境、まちづくりの整備が進められるべきである。 河川整備基本方針がこのレベルでしか出来ないとしたら、平行して武庫川流域整備基本方針を策定することを要望する。	伊藤委員
			119 □ 総合的治水対策の計画での考え方の詳細説明	中川委員
			120 □ 農家へのアンケート調査の詳細説明	中川委員
			121 □ 河道対策の上乗せ根拠の説明	中川委員
			122 □ 提言の原則「川は川のために使う」は河道主義を主張しているのではない。河川区域内を人間の利活用を優先させるのではなく川の自然・流下のために使わせることを優先させよ、という意味である。河川区域と河川区域外との対比で用いているのではない。県の説明は明らかに誤用であり、「可能な限り河道で対応する」(河道主義)の根拠として用いることは止めて頂くよう県に求める必要がある。	中川委員
			123 □ この計画は何を示すものなのか。この計画によって、行政が納税者に示す政策目標は何なのか。 こうした点を通じて計画への共通理解を持つ為の議論が不可欠ではないかと思う。	中川委員
			124 □ この計画が、従来通りに行政が国家賠償法裁判で負けないための根拠づくりであっては困る。真に流域圏住民の被害を少しでも減らそうとする計画でなければ、とても了解しがたい。	中川委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	委員名	
			<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想		
			125	<input type="checkbox"/> 原案は「計画規模の降雨で発生する洪水や高潮から人命、資産を守ることを目標とする」と断言しており、想定以上の降雨での災害についての目標が示されず、結果としてこの計画は想定以上の降雨での災害について免責している。想定を超える災害への対応を踏まえた計画でなければ、住民も川も救われない。	中川委員
			126	<input type="checkbox"/> 武庫川のありかたへの「哲学」を語って頂きたい。それが河川計画という手続きが持つ、本当の意味ではないのだろうか。	中川委員
			127	<input type="checkbox"/> 単に必要な事項を列挙しただけの文字列は、流域住民の心を打つことはなく納税者の共感は得られない。原案では、委員会提言書の文章に込めた想い(メッセージ)を受け止めているとは言いがたい。	中川委員
			128	<input type="checkbox"/> ダムを作るか作らないかといった次元の(低い)話題ではない。基本方針を審議するということは具体の記載事項を通して武庫川のありよう・つきあいかたを審議することだと、私は思う。	中川委員

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 流域及び河川の概要(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	○ 原案に対する修正意見	委員名
				□ 原案に対する意見・感想	
1. 流域の概要					
1.1 流域・河川の概要 1.2 地形 1.3 地質・土壌 1.4 気候・気象 1.5 歴史・文化 1.6 河道の特性	P10~11		129	□ 宝塚歌劇が全国的に有名なことに言及しているが、甲子園球場については全く記述がない。	岡田委員
2. 流域及び河川の自然環境					
2.1 流域の自然環境	P17 L9	オグラコウホネやナガエミクリなどの抽水植物	130	○ オグラコウホネは抽水植物ではなく、葉は常に浮葉または沈水葉である。ナガエミクリは抽水状態も浮葉状態もある。	岡田委員
	P17 図2.1.1	図2.1.1 武庫川流域の植生分布(出典:自然環境保全基礎調査)	131	○ 凡例は、出典にしたがって掲載すべき。	浅見委員
2.2 河川の自然環境	P18		132	○ 「ひょうごの川・自然環境調査」について基本方針本文に記載するのであれば、参考資料環境編に記載している「健康診断図」はここに移動したほうが通りがいい。少なくとも、「ひょうごの川・自然環境調査」およびまとめとしての「健康診断図」の結果について言及することが必要。	浅見委員
	P19	(1)区間毎の自然環境 1)河口部の環境 2)下流部の環境 3)中流部(峡谷)の環境 4)上流部の環境	133	○ この部分に「健康診断図」の関連資料が入るのであれば、「武庫川の自然環境の変遷」という項目に変更するか、参考資料環境編に移動してはどうか。	浅見委員
	P22	(1)区間毎の自然環境 3)中流部(峡谷)の環境	134	□ 1箇所「ゴルフ場」と書いてあるだけでそれ以外何の説明もない。こうした記述は著しく公平を欠くと思われる。青野ダムの多自然型魚道に1頁を費やすぐらいなら、ゴルフ場の配置図にも1頁を使うべきと考える。	岡田委員
2.3 特徴のある河川景観・文化財等 2.4 自然公園等の指定状況					
3. 流域の社会状況					
	P31 ~ P35		135	□ 「3. 流域の社会状況」として、土地利用、人口、産業・経済、交通に関する記述があるが、これと河川や流域の治水・利水・環境に関連した対策とどう関係しているのか。単なる飾りとしての章であるのか。	長峯委員
3.1 土地利用 3.2 人口 3.3 産業・経済 3.4 交通					

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 流域及び河川の概要(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	<input type="radio"/> 原案に対する修正意見 <input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	委員名
4. 水害と治水事業の沿革					
4.1 水害の歴史 4.2 近年の災害の発生状況	P41	(3)平成16年10月20日洪水(台風23号)	136	<input type="checkbox"/> 台風23号の記述はあるがこれはあくまで参考資料であって、基本方針の原案ではない。過去の水害と並行して記述するだけでは足りないとする。	岡田委員
4.3 治水事業の沿革	P43	(1)治水事業の概要	137	<input type="checkbox"/> 枝川、申川の分流の埋め立ては武庫川の治水上大きなプロジェクトであったと考えるが「治水事業の沿革」には全く触れられていない。	岡田委員
	P47 L18	この様な整備の結果、両岸にできた不利用地を利用し、今日の宝塚市の住宅街が形成された。	138	<input type="checkbox"/> 武庫川本川においても同様の土地利用が行われ、現在では治水上の深刻なネックになっているが、県の原案では問題意識がきわめて希薄。	奥西委員
5. 水利用の現況					
5.1 武庫川の水利用 5.2 上水道・工業用水 5.3 かんがい用水 5.4 環境用水 5.5 下水道					
6. 河川流況と水質					
6.1 河川の流況	P57	表6.1.1 生瀬橋地点の流況	139	<input type="checkbox"/> 河川環境の変化として、資料3-5P.57図6.1.1に示されているように武庫川(生瀬橋地点)での流量は傾向として減少を示している。これは水生動物、特に魚類の生育には大きな影響があると思われる。もっと抜本的な解析を行い、対策を講ずべきである。環境問題については、今後河川整備基本方針・整備計画には戦略的環境アセスメントを適用すべき事が、環境省の指針等でほぼ決定されているのに、これについての考えが全く示されていない事を指摘しておく。	岡田委員
6.2 河川水質の現状					
7. 河川空間の利用状況					
7.1 河川の利用状況 7.2 河川敷の利用状況 7.3 内水面漁業の現状	P68	表7.3.1 武庫川の漁業権一覧表	140	<input type="checkbox"/> 武庫川の漁業権一覧表が載っているがここに記され散る魚種は、放流の魚種を示しているため、大阪湾から遡上した魚種を対象としているものではない。勿論稚魚の放流による内水面漁業の振興も重要ではあるが、自然の営みである回遊魚の育成を図るのが本当の姿ではないかと思われる。	岡田委員
	P68	表7.3.1 武庫川の漁業権一覧表 (内共第3号)	141	<input type="checkbox"/> 「内共第3号」魚種の欄に「にじます」が2回記入されている。何か特別の意味があるのかよく分からない。	岡田委員
8. 河川管理の現状					
◆ 流域及び河川概要(原案)に関する全般的な内容			142	<input type="checkbox"/> 河川の概要編は第29回流域委員会資料-1で各委員から指摘され「A」修正の必要ありとされたものが修正されていない。修正された後意見を述べたい。	伊藤委員

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 治水編(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書			
項目	記載箇所	主な内容	番号	意見内容		委員名
				<input type="radio"/> 原案に対する修正意見	<input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	
1. 総合的な治水対策						
2. 洪水のピーク流量の検討						
2.1 規定計画の概要	P2 L15	甲武橋地点1/100と設定した。	143	<input type="checkbox"/>	1/100確率の計画規模についても誤解がないよう説明しておく必要がある。 ・「計画の規模は計画対象地域の洪水に対する安全の度合いを表すものである」ことは、国交省河川砂防技術基準の解説でも明記され、当委員会基本高水選択専門部会でも確認されたところである。 ・武庫川でも参考資料治水編(原案)で流量確率手法による検証としてp6(図2.4)に示されたが、この意味するところが十分説明されていない。	畑委員
2.2 洪水のピーク流量	P4 L2	流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量は上記の流出計算結果から、平成16年10月降雨パターンを採用し、甲武橋地点4,690m ³ /sと決定した。	144	<input type="checkbox"/>	P6、図2.4のグンベル確率紙で見ると限り4,651も実績降雨群からの類推線上からはかなり右よりで十分に安全である。最大値を取る必要は無い。	谷田委員
2.3 流量確率手法による検証	P5	全般について	145	<input type="checkbox"/>	確率流量で4690m ³ /sプラスマイナス200m ³ /sの範囲に入るものは3例に過ぎず、これに対する流域委員会資料によるとこれらの確率流量の信頼性(SLSC99%値)は平均以下である。従って、流量確率手法による「検証」は全く成り立っていない。	奥西委員
	P5 L8	1/100確率規模の流量は甲武橋地点において約3,500~4,700m ³ /sと推測される。	146	<input type="checkbox"/>	「約3500~4700m ³ /s」となっているが、6頁のグラフでは、「3400~4700m ³ /s」である。	長峯委員
	P6	図2.4 流量確率分布図(将来土地利用)	147	<input type="checkbox"/>	・図2.4は全国他河川での検討で用いられる実測値による確率流量と異なり、計画土地利用まで開発が進んだ流域であるとして歴史的な豪雨から計算された流量群に基づく確率流量を示している。本委員会でも考案され、日本でも始めて提示された図であるが、実測流量による推定値よりは高めの確率流量が算定されると考えられる。 ・通常の意味での1/100は確率雨量の推定の際と同様、この上限値と下限値の間の値になり、仮に中間点を取れば4,050 m ³ /sである。	畑委員
3. 高水処理計画						
(1) 流域対策	P7 L8	武庫川では、流域防災の観点から、関係機関や事業者、地域住民との連携を強化するために知事及び流域内の各市長で構成される(仮称)武庫川流域総合治水対策協議会を設置するとともに、流域整備計画を策定し、県及び流域関係市が流域内の学校、公園、ため池、防災調整池によって流出抑制対策を行う等の総合的な治水対策を推進する。 流出抑制量は、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時に安定的に発揮される施設を対象とする。	148	<input type="radio"/>	以下のような内容を適当な箇所に追記できないか。「河川整備基本方針は、具体的な期間のない長期の計画である。現在の制度と現時点で得られる情報のもとでは、流域対策による流出抑制量を概ね80m ³ /sとしているが、今後の長期的な視野の中で都市構造等の社会経済環境・自然環境の変化、洪水や河川流量に関する情報の蓄積、治水対策に関する新たな技術の登場等、十分な実効性を担保した新しい知見が得られることも予想される。その際には、治水対策として総合的な治水を目指すという観点から流域対策を優先させるという方針のもと、基本高水ピーク流量の河道内・流域内での分担について、適宜見直しをしていく。」	長峯委員
			149	<input type="checkbox"/>	この協議会から住民は排除されており、この協議会が流域管理の主体とも読み取れない。流域管理は河川管理者が行うべきという考えが現れている。	奥西委員
	P7 L10	県及び流域関係市が流域内の学校、公園、ため池、防災調整池によって流出抑制対策を行う等の総合的な治水対策を推進する。	150	<input type="checkbox"/>	武庫川流域では「水田」は上流部の勾配のゆるやかな盆地にあり、地形上から内水被害の常習地である。現実には「貯留」になっている。また、8月は降雨確率は少ない。水田貯留は除外せず、算入すること。	谷田委員

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 治水編(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	○ 原案に対する修正意見	委員名
				□ 原案に対する意見・感想	
(2) 河道計画	P7 L12	流出抑制量は、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時に安定的に発揮される施設を対象とする。 学校、公園、ため池、防災調整池による流出抑制量：概ね80 m3/s	151	<input type="checkbox"/> 治水計画で流域対策が後退しているが、後退させないための対策がなく現状を漫然と容認している。「治水機能が将来にわたって確実に確保されること」ではなく「治水機能を将来にわたって確保するには何をすべきか」を検討し、超長期の計画では盛り込むべきである。 ① 水田については国交省も総合治水の方策としてHPで紹介している。(第2回総合治水WT資料-1) 堰板をオリフィス構造にするとか、畑委員の提案を検討する。 ② ため池についても老朽ため池の県管理あるいはため池の実質名義人の確認をすることが必要。 ③ 防災調整池も設置基準が守られていないものについて指導強化を行い、十分な機能の発揮を求めること。	伊藤委員
			152	<input type="checkbox"/> 委員会で鋭意検討した水田による雨水貯留の記述がないのは問題である。	奥西委員
	P7 L16	武庫川下流部の沿川は高度に市街化していることから、大規模な引堤や主要橋梁の架け替えを伴う河川改修を実施することは社会的影響が大きい。また、計画高水位を上げるとは、破堤等による災害ポテンシャルを増大させることになるため、沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。このため、現況の堤防法線を重視し、堤防の嵩上げや引堤は行わないものとし、流下能力が不足する区間については、原則、河道掘削で対応する。	153	<input type="checkbox"/> ・引堤、橋梁の架け替えも超長期の計画では入れるべき。 ・堤防強化にも補助スーパードリフト方式を取り入れて住民の安心・安全を考える。	伊藤委員
	P7 L17	また、計画高水位を上げるとは、破堤等による災害ポテンシャルを増大させることになるため、沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。	154	<input type="checkbox"/> 計画高水位を引き上げても災害ポテンシャルが他の場所よりも増大しない地点はか なりある。	奥西委員
	P7 L18	……沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。このため、現況の堤防法線を重視し、堤防の嵩上げや引堤は行わないものとし、流下能力が不足する区間については、原則、河道掘削で対応する。	155	<input type="checkbox"/> 「引堤を行わない」理由として、「人口・資産の集積状況」をどのように考慮したのか 説明が必要。	奥西委員
	P7 L21	河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。	156	<input type="checkbox"/> 基本方針に期限の概念が無いのであれば、このような条件は成立しない。	奥西委員
P7 L22	将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。	157	<input type="checkbox"/> 現在、武庫川の河道が安定しているかのごとく記述されているが、河川審議会資料-1「武庫川の現状と課題」(2007.6.28)によれば「河道の堆積土砂が多い」との記述があり、矛盾している。また、平成16年台風23号においても大きな河床変動が起こっており、「土砂の運搬と供給のバランスは概ね保たれている」とは到底言えない。まして、1/100規模の洪水に際しては、河道閉塞を含む重大な河道変化が起こる可能性は否定できない。	奥西委員	

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 治水編(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書			
項目	記載箇所	主な内容	番号	意見の種類		委員名
				<input type="radio"/> 原案に対する修正意見	<input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	
(3) 洪水調節施設の整備の状況 (4) 計画高水流量	P7 L24	これらの結果を踏まえ、河道によって処理可能な流量は甲武橋地点で3,700m ³ /sとする。	158	<input type="checkbox"/>	③ 流下能力の再検討(粗度計数などの再確認など)	伊藤委員
			159	<input type="checkbox"/>	まちづくり、川づくりと河川環境に関わる要求に応じるために引堤が必要な場合は、積極的に検討すべきである。甲武橋3700m ³ /sという数値を固定する必要はない。適切な方法でこれを増大させることができれば、治水・利水・環境の自由度が増すので、この方向も追求すべき。	奥西委員
			160	<input type="radio"/>	甲武橋下流以外の主要地点についても、河道対策の考え方を記載すべき。	奥西委員
4. ソフト対策						
4.1 河川情報	P9 L4	これらから得られる情報は、洪水時においては青野ダム等の河川管理施設の操作等のために、平常時においては、河川環境の保全や既得用水の取水の安定化のためなど、河川管理上重要なものであり、常に最適な状態で観測を行えるよう保守点検・整備を実施する。	161	<input type="radio"/>	洪水量、雨量、水位等の観測によって得られる情報は、河川管理施設の操作だけでなく、河川計画、流域計画を策定していくために重要なものである。したがって、「それらの情報の蓄積と将来に向けての有効活用を図る」といったことを記載して欲しい。	長峯委員
4.2 危機管理 4.3 関係機関、地域住民との連携	P11 L29	平成17年に改正された水防法では、浸水想定区域の指定があった場合、市は、はん濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の伝達方法や避難場所などについて市地域防災計画に定めるとともに、ハザードマップの配布などによりこれらの事項を住民に周知しなければならないこととされた。	162	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 提言の意味は水害時の指定避難所のほとんどは地震や火災時の避難所と同じ施設(共同利用施設、学校、公民館等)であるため、地域によっては浸水により十分避難所の役割を果たさないため、近くの中高層マンション等民間施設の上部利用も視野に入れた対策が必要ではないかということである。 当然河川管理者だけの課題ではなく自治体サイドも含めて現実的な方法をよく検討され地域住民への周知徹底を図られたい。 	田村委員

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 利水編(原案)に対する各委員の意見

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書			
項 目	記載箇所	主な内容	番号	意見内容		委員名
				<input type="radio"/> 原案に対する修正意見	<input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	
1. 水利用の現況						
1.1 水利用の概要 1.2 流水占用 1.3 水源施設						
2. 水需要の動向						
3. 河川流況						
4. 河川水質の水位						
4.1 河川水質の現状 4.2 河川水質の推移						
5. 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討	P9	全般について	163	<input type="checkbox"/>	正常流量のあり方について、瀬切れが起こりそうな地点での検討、既存ダムの活用、森林の活用、かわづくり、まちづくりの観点による河川法上の要求にこだわらない正常流量の検討を提言しており、特に武庫川が誇る景観を維持するための必要条件についても提言しているが、検討が不十分である。	奥西委員
4.1 正常流量を設定する上での区間分割 4.2 維持流量						

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 環境編(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書			
項目	記載箇所	主な内容	番号	原案に対する意見		委員名
				<input type="radio"/> 原案に対する修正意見	<input type="checkbox"/> 原案に対する意見・感想	
1. 環境に配慮した川づくりの基本的な方針						
1.1 「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」	P1		164	<input type="checkbox"/>	「ひょうご・人と自然の川づくり」の武庫川への適用の確認をすることが必要。	伊藤委員
1.2 「ひょうご・人と自然の川づくり推進方策」	P2		165	<input type="checkbox"/>	「ひょうご・人と自然の川づくり」の武庫川への適用の確認をすることが必要。	伊藤委員
2. 動植物の生活環境の保全						
2.1 生物および生活環境の維持に関する2つの原則						
2.2 ひょうごの川・自然環境調査						
3. 流域環境の保全						
3.1 森林の保全	P16 L14	(3)兵庫県の取り組み ①「新ひょうごの森づくり」	166	<input type="checkbox"/>	「新ひょうごの森づくり」も武庫川での実施の方向性の確認が必要。	伊藤委員
3.2 農地の保全						
4. 健全な水循環						
4.1 水循環の概念						
4.2 「ひょうご水ビジョン」						
4.3 健全な水循環系の構築に向けた対応策	P22 L1		167	<input type="checkbox"/>	基本方針本文では、水循環の健全性の重要性が強調されているが、具体的なイメージが湧かず、参考資料でも記述に迫力を感じない。	村岡委員
4.4 地下水の現状						
4.5 地下水の保全	P23 L9	地下水は水循環の中で、大きな役割を担っている。適切な地下水保全のためには地下水の流動機構の解明(涵養域と地下水脆弱地域の把握)とともに、「水量」と「水質」の面からの取り組みとしては、以下のようなものがある。 (1) 森林農地の適正な管理 (2) 開発に伴う涵養機能低下に対する維持確保 (3) 生活排水の適正な処理 (4) 有害物質等による地下水汚染の防止 (5) 河川改修に伴う河床掘削時の対策 (6) 地下水位のモニタリング	168	<input type="checkbox"/>	①「地下水脆弱地域」とはどのような地域か。②「(3)生活排水の適正な処理」と地下水との関わりは何か。③「(5)河川改修に伴う河床掘削時の対策」と地下水との関わりは何か。	村岡委員

武庫川水系河川整備基本方針 参考資料 環境編(原案)に対する各委員の意見集約(案)

基本方針(原案)該当箇所			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	○ 原案に対する修正意見	委員名
				□ 原案に対する意見・感想	
5. 良好な水質の保全					
5.1 水質調査 5.2 不法投棄への取り組み 5.3 河川水質の新しい指標(国土交通省)					
6. 流域景観の保全					
6.1 兵庫県の取り組み					
7. 参画と協働による武庫川づくり					
7.1 環境学習・教育の推進 7.2 住民参加活動の推進	P29 (2)ひょうごの森・川・海再生プラン	《武庫川流域の「ひょうご森・川・海再生プラン」における取り組み例》	169	□ 表に成果指標として「天然アユが遡上する川」と記されているが、それが武庫川でどの様に実践されるのかは、方針(案)の中には何も書かれていない。	岡田委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)以外の各委員の意見集約(案)

その他			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	委員からの意見	委員名
◆ 流域委員会からの提言 Ⅲ 武庫川の総合治水へ向けて Ⅷ 総合治水の武庫川づくりを推進するために	P35 表3-4	(公園の検討条件) ・公園内のため池面積が公園面積の多くを占めるものは除外	170	グラウンド面積が1.2haあるのに、ため池が公園面積の多くを占めているために除外されている公園がある。そこで、bの条件をはずして貯留可能な面積が〇〇以上という条件にした方がいいと思う。	土谷委員
	P160 L19	計画執行段階における「参画と協働」による武庫川づくりを推進し、必要な審議を行い、計画実施段階の評価を行う第三者機関。議論の継続性の観点、提言の重みを委員会が受け止める観点、策定された計画が着実に実施されていく観点から、現流域委員会委員からも継続してその任につくことが望ましい。	171	フォローアップの仕方について明記すべき	土谷委員
◆ 河川整備基本方針の期限	第50回委員会資料3-1	(河川整備基本方針の特徴) ・長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述します。	172	基本方針の長期的な基準を具体的に定めること。	岡田委員
	なし		173	県は河川整備基本方針の想定期間について、「特定の期間を想定したものではない」と言うが、流域委員会は100年オーダーの期間を想定して提言書を取りまとめている。県の説明には次の2点において疑問がある。 ①河川法第16条の2(河川整備計画)においても期間の概念は記載されていないにも係わらず、資料3-1の「河川整備計画の特徴」においては、「20～30年後の河川整備の目標を明確にします」と記載されている。 ②基本方針では年超過確率1/100の計画規模を設定していることから、基本方針は100年オーダーの期間に対してのみ意義が認められる。	奥西委員
◆ 既存ダムの治水活用			174	既存ダムの治水活用に関する各種会議(水資源WG, 既存ダム活用協議会)における検討状況(検討課題、課題解決のための検討結果)を教えてください。	草薙委員
			175	武庫川流域の治水確保の一要因を伴う武庫川流域の既存ダムを治水を具備した多目的ダムの再編方針として計上することが必要と考えます。	
◆ 流域治水・利水ネットワークの構築			176	流域内の全てのダムと県営水道・阪神水道企業団を含む相互に連携させた流域7市による「流域治水・利水ネットワーク」の構築を推進する旨、今後の取り組みの方向付けとして、河川整備基本方針に明記する必要がある。	草薙委員
◆ 河川整備計画に関する事項			177	整備計画ではダムなしで、考えられるあらゆる総合治水に取り組んではどうか。	法西委員
◆ 河道の現況流下能力について			178	原案は数値にこだわりすぎている。数値にこだわるのであれば、河道の流下能力(甲武橋付近、甲子園口付近)に関する再検討を要する。(県の提示する現況流下能力は、平成16年台風23号の洪水流下の実態に合っていない)	法西委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)以外の各委員の意見集約(案)

その他			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	委員からの意見	委員名
◆ 流域対策の施設減少	第50回委員会 資料3-10	P2 ・ため池 ・防災調整池	179	ため池は108箇所から、公的組織が所有するものへと90箇所、防災調整池は176箇所から53箇所へ大幅に削減された。なぜ公的組織が所有しないと機能が担保できないのか。機能が担保できるように運用規制するのが行政の仕事である。公、民に関わらず、ため池や調整池は「設置、管理」など機能の整備についての条令や運用規制など早急に法的整備をすること。(公的組織所有だから担保が取れるとは限らない。1例には三田市の新都市開発の例である。大規模開発で造成された調整池は下流の負担を考慮せず、武庫川は三田市内の河川改修のちすべて埋め立てられた。)	谷田委員
◆ 土地利用規制について			180	宝塚市S字橋から上流左岸西宮市境までの土地は商業区域とかで、ここ数年来、高層マンション群が護岸の上に建てられた。この地は一昔前は松林の河原であった。これらの建築物は景観を損ねるだけでなく、洪水時河積をせばめ急激な水位上昇を来して危険である。平成16年10月の洪水では、すぐ上流の西宮市側右岸セルビオ1号館の土台が損壊し、危険に曝されたことも記憶に新しい。このような危険な土地利用は公有地、私有地の別なく建築規制すべきである。同様な建築物は大多田川合流点のすぐ上流右岸にもある。震災後、この場所にはガソリンスタンドと鉄工所が、公有水面を狭め護岸を築いて建設された。そのすぐ上流では、現在土木会社が護岸の上に廃棄物を積んでいる。川の流下能力を阻害するこのような開発は許可すべきではない。上記のような民間組織だけではなく、公的組織の国交省も私の住む生瀬地区では武庫川の河積を狭める計画を決めている。国道176号線の拡幅について河幅を20m、200mにわたって狭めるこの計画は、すでに都市計画決定がされている。(平成16年10月洪水で損壊したすぐ下流の森興橋は70mの長さしかない)以上のような川の自然を無視した、人間の都合だけ考えた容易な計画は再考すべきである。	谷田委員
◆ 流域対策について	資料3-11 資料3-11 資料3-11		181 182 183	「洪水時に安定的かつ確実に治水効果が発揮されること」という基本的考え方には大きな問題を含んでいるが、これは民間や住民は全くお呼びでないという態度であり、「住民の参画と協働」を完全に否定している。 「治水機能が将来にわたって確実に担保されること」という基本的考え方は、基本方針というものの基本概念と相容れない。提言書に記載された内容を特に変更する必要はない。 「治水計画に位置付けしない水田等については、超過洪水対策として検討していく」とされているが、水田貯留は1/100規模の計画降雨を超える降雨に対しては効果を発揮し難く、この記載は誤った判断に基づくものである。	奥西委員 奥西委員 奥西委員
◆ 地域特性に応じた流域対策の推進について	資料3-9 (通し番号20)		184	流域圏を保水地域、遊水地域、低地地域に区分して、それらの特性に応じた対策をすべきとの提言に対して、武庫川が総合治水特定河川でないことを理由に地域区分を行わないとするのは、官僚的で河川管理のあり方から外れた判断である。	奥西委員
◆ 戦略的環境アセスメント(SEA)の実施について	資料3-9 (通し番号103)		185	SEAの要件が決まり、それに該当する事業については、SEAを実施することになるという極めて腰の引けた考えは問題である。	奥西委員
◆ 河川整備基本方針に関わらない適正な流量の検討について	資料3-9 (通し番号194 ~199)		186	今後の検討課題という形で逃げ、基本方針に盛り込まないのは不適切である。	奥西委員
◆ 水道供給ネットワークの形成について	資料3-9 (通し番号216 ~219)		187	水道事業者の問題だとして、河川管理者としての責務を否定するのはあまりにも無責任である。	奥西委員

武庫川水系河川整備基本方針(原案)以外の各委員の意見集約(案)

その他			各委員からの意見書		
項目	記載箇所	主な内容	番号	委員からの意見	委員名
◆ 土砂収支の把握について	資料3-9 (通し番号232)		188	土砂収支の的確な把握がなされておらず、「河道の安定を図る」という抽象的な方針は逃げ口である。	奥西委員
◆ 砂防関連施設に関する情報整備について	資料3-9 (通し番号233)		189	砂防施設の効果を定量的に評価しておらず、「砂防関係施設を整備している」との見解は空虚である。	奥西委員
◆ 土砂動態のモニタリングについて	資料3-9 (通し番号234、 236)		190	現状把握もしないまま、「総合的な土砂管理の必要性は小さい」と誤った判断をしている。	奥西委員
◆ 既設ダムや主要なため池の堆砂状況等の把握について	資料3-9 (通し番号235)		191	堆砂状況の把握は、土砂管理上極めて重要であり、「ダム管理者が堆砂状況を把握している」と涼しい顔をしているのは問題である。	奥西委員
◆ 貯水池および主要なため池の水質調査の実施について	資料3-9 (通し番号240、 242)		192	ダムやため池の水質は、河川水質の保全上重要であり、河川管理者はダム管理者に任せて涼しい顔をしているのは問題である。	奥西委員
◆ 武庫川カルテの整備について	資料3-9 (通し番号261 ~264)		193	流域委員会有志で編集・発行するとしても、編集・刊行は県の仕事である。なお、ガイドブックは武庫川カルテを完全に包含することはできない。	奥西委員
◆ 自然公園法による武田尾峡谷の自然公園指定について	資料3-9 (通し番号277)		194	面積の要件を満たさないとして、県立自然公園の考え方の準用を拒否することは後ろ向きである。	奥西委員
◆ 流域の歴史・文化・自然を生かしたハイキングコースの整備と活用について	資料3-9 (通し番号301)		195	「ハイキングコースとして積極的に利用する場合は、管理者との協議で具体的に検討する」は、河川管理者として川づくりに取り組む姿勢があまりにも消極的である。住民不在の認識も問題である。	奥西委員
◆ 基本高水のピーク流量の変更について	資料3-10		196	ため池と調整池の施設数の見直しにより、基本高水ピーク流量の変更(4651m ³ /s→4690m ³ /s)を行っている。このような見直しを行うのであれば、流出モデルの定数の見直しが必要になる。これも行えば、基本高水ピーク流量は結局、流域委員会に報告した数値とほとんど変わらないのではないかと推測される。また、基本方針という超長期的な枠組みの中でこのような見直しがどんな意味を持ちうるのか、極めて疑問である。	奥西委員